

平成29年2月1日

ガス事業法第37条の7第1項において準用 する同法第17条第1項の規定による供給約 款の設定の認可について

中国経済産業局から、富士産業株式会社（法人番号 3250001011613）によるガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第17条第1項の規定による供給約款の認可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり中国経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
20170126 中国第 12 号
平成 2 9 年 2 月 1 日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第 3 7 条の 7 第 1 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項
の規定による供給約款の設定の認可について (回答)

平成 2 9 年 1 月 2 6 日付け 20170124 中国第 25 号により貴職から当委員会に
意見を求められたガス事業法第 3 7 条の 7 第 1 項において準用する同法第 1 7
条第 1 項の規定による供給約款の設定の認可の申請については、認可すること
に異存はありません。